

公益社団法人安城市シルバー人材センター弔慰金等規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人安城市シルバー人材センターの役員、会員及び事務局職員（職員就業規則第2条第1項で定める者を除く。）に対し、弔慰金等を給付することを目的とする。

(給付区分、給付対象及び給付内容)

第2条 この規約に定める給付対象は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 熱中症見舞金

2 前項各号に定める弔慰金等の給付対象、給付内容は、別表に掲げるとおりとする。

(経費)

第3条 この規約に定める必要な経費は、予算の定めるところにより、管理費の雑費をもって充てる。

(委任)

第4条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第5条 この規約の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規約は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月16日から施行する。

別表（第2条関係）

給付区分	給付対象	給付内容
弔慰金	役員（配偶者を含む）、会員及び事務局職員の死亡	役員（本人） 生花 1基 香典 20,000円 役員（配偶者） 香典 5,000円 会員 生花 1基 香典 10,000円 事務局職員 生花 1基 香典 10,000円
傷病見舞金	役員及び事務局職員の入院7日以上並びに会員の就労中の傷病に起因する入院7日以上（ただし、検査入院は除く。）	5,000円
熱中症見舞金（死亡）	役員、会員（派遣会員を除く）が業務中に熱中症になり、死亡した場合	100,000円
熱中症見舞金（入院・通院）	役員、会員（派遣会員を除く）が業務中に熱中症になり、入院・通院加療・日帰り入院した場合	2泊3日以上の入院 50,000円 1泊2日の入院 30,000円 通院加療・日帰り入院 5,000円